

中山間地域等直接支払交付金

＜第6期対策(R7～11)＞

集落・個別協定

【共通記入例】

※「集落・個別共通」→集落協定も個別協定も共通して記入する内容です。

「集落・個別共通」→両協定が記入してください。

「集落協定のみ」→集落協定が記入してください。

「個別協定のみ」→個別協定が記入してください。

※作成にあたってご不明な点がございましたら、随時、
農政企画課（20－5420）へお問い合わせください。

【ページ及び提出物一覧】

	様 式	様式 ページ	必須・ 選択	作 成 の 方 法
①	認定申請書	1 (集落・個別共通)	必須	記入例を参照して、記入してください。
②	事業計画・集落協定書等	2～4 (集落・個別共通)	必須	記入例を参照して、記入してください。
③	(別添1) 実施区域位置図	5 (集落・個別共通)	必須	第5期のものを参考に添付してあります。 参考にして第6期用を作成・提出してください。 ★地番のわかる図面に対象農用地を明記 ★取組活動の位置・範囲を記入 ◎図面についてご不明な場合はお問い合わせください。
④	構成員一覧	6 (集落・個別共通)	必須	協定参加者全員分について記入してください。
⑤	2号事業様式 【中山間地域等直接支払交付金】 (集落協定→別紙様式2) (個別協定→別紙様式6)	集落協定は 7～14 ^ハ -ジ 個別協定は 15～17 ^ハ -ジ	必須	【第5期のものをお渡しした集落】 →参考としてご活用ください。
⑥	農用地の内訳等及びネットワーク化 活動計画 【体制整備単価】 (ネットワーク化活動計画)の策定 ※ネットワーク化活動計画を作成することにより 体制整備単価(10割)を受けることができます。	集落協定のみ 18ページ→→→→→ 19～25ページ→→	必須 選択	要件の詳細は「作成マニュアル」p3以降を確認。 記入例を参照して、記入してください。 第5期の農地一覧を全て確認してください。 ★修正、削除、追加(※追加は必ず農政企画課へ事前に連絡してください)を赤で記入してください。 ★③実施区域位置図も確認・更新してください。 ★管理者の変更がないか確認してください。
⑦	(別紙様式3) 協定対象施設の管理方法	26 (集落のみ)	必須	記入例を参照して、記入してください。
⑧	(別紙様式4) 土地改良通年施行実施計画書	27 (集落のみ)	対象のみ	記入例を参照して、記入してください。
⑨	(別紙様式5) 農業所得の確認に関する承諾書	28 (集落のみ)	必須	協定参加者全員分について記入してください。
⑩	(別紙様式7) 協定農用地の概要 農作業受委託契約書	29・30 (集落・個別共通)	対象のみ	記入例を参照して、記入してください。
⑪	(集落協定→別紙様式8) (個別協定→別紙様式9) 環境負荷低減のチェックシート	31・32	必須	記入例を参照して、記入してください。

令和7年 月 日

市町村長 殿

集落名、代表者の氏名を記入。

代表者氏名

福井

集落協定

福井 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

☐ 1号事業（多面的機能支払交付金）

☒ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）

☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

3 その他

☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

☐ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

集落・個別共通

多面的機能発揮促進事業に関する計画

必要事項を記入。

代表者 氏名

令和7年 月 日

福井 集落協定

福井 太郎

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

2. 目標

1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）

	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
○	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

② 実施区域

別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）
「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

・集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

・集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

・集落協定「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

・集落協定「（別添2）構成員一覧」に記載のとおり。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(中山間地域等直接支払に係る集落協定)

ふりがな	ふくい しゅうらくきょうてい
組織名	福井 集落協定
ふりがな	ふくい たろう
代表者氏名	福井 太郎
ふりがな	ふくいけん ふくいし
所在地	福井県 福井市 ○○

集落の所在地を記入してください。

I.	地区の概要 (共通)
----	------------

<活動の計画>

☐	II. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙
☒	III. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙1
☐	IV. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
☐	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に () 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

1 I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

集落・個別共通

	活動開始年度 (計画認定年度)		活動終了年度		交付金の 交付年数	計画変更		計画変更	
農地維持支払	令和	年度	令和	年度		令和	年度	令和	年度
資源向上支払 (共同)	令和	年度	令和	年度		令和	年度	令和	年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和	年度	令和	年度		令和	年度	令和	年度
中山間地域等 直接支払	令和	7 年度	令和	11 年度	5 年	令和	年度	令和	年度
環境保全型農 業直接支払	令和	年度	令和	年度		令和	年度	令和	年度

多面的機能支払交付金を実施している場合は記入してください。

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1					計	解消する 農地面積	年当たり 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面支払	a	a	a		a	a	円
中山間直払	100 a	10 a	a	1 a	111 a	#VALUE!	
農地面積	環境直払※2					a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
 ※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
100 a

※多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別添1)

実施区域位置図

☐

1号事業（多面支払）

☒

2号事業（中山間直払）

☐

3号事業（環境直払）

組織名

集落・個別共通

福井 集落協定

集落協定名を記入し
てください

5期の地図を添付しています。
修正して提出して下さい。

(別添2)

集落・個別共通

中山間直接支払交付金 構成員一覧

			令和 年 月 日								
役職名	氏名 (代表者名、団体名)	住所	多面的機能支 分類記号	中山間地域等直接支払					環境保全型農業直 接支払	その他 の市町村 で環境保 全型農業直 接支払	認定農 業者か 否か
				活動支援 番号	分類 記号	年齢 分類 記号	生年 月日	認定農 業者か 否か			
代表者	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	A	ア	S64.1.1	〇			
書記担当	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	B	イ	H1.4.2	〇			
会計担当	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	B	ウ	S20.5.1				
	農事組合法人 〇〇宮農	〇〇県〇〇市〇〇		〇	C	-					
	農事組合法人 ××宮農	〇〇県〇〇市〇〇		〇	E	-					
	〇〇組合	〇〇県〇〇市〇〇		〇	F	-					
	××組合	〇〇県〇〇市〇〇		〇	G	-					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	H	-					
	NPO法人 〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	I	-					
	〇〇 〇〇土地改良区	〇〇県〇〇市〇〇		〇	J	-					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	K	-					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	L	エ					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	M	-					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	A	カ					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	B	キ					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	C	-					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	L	-					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	M	-					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	A	イ					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	B	キ					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	A	カ					
	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇		〇	B	ケ					

※欄が足りない場合はコピーしてお使いください。

分類記号リスト
のA～Mから選
択して下さい。

年齢分類記号リ
ストのA～コから
選択して下さい。
法人、組合
については「-」
を記載して下さい。

認定農業者に
○をつけてくだ
さい。

多面的機能支払分類番号リスト

中山間地域等直接支払分類記号リスト

年齢分類記号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人	農業者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
		2	農事組合法人		B	交付農用地を持たない農業者
		3	営農組合		C	農地所有適格法人
		4	その他の農業者団体		D	特定農業法人
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人	法人	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
		6	自治会		F	機械・施設共同利用組織
		7	女性会		G	農作業受委託組織
		8	子供会		H	栽培協定
	団体として参加	9	土地改良区	農業生産組織	I	その他の組織
		10	JA		J	土地改良区
		11	学校・PTA		K	水利組合
		12	NPO		L	非農業者 (人)
		13	その他の農業者以外団体		M	その他

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

注1：「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。

注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。

注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施す。

注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA～コから選択。また、市町村の中山間地域等直接支払担当部署と税務部署との間で調整が図られている場合には、例えば、「農業所得の増進に関する承認」書や「生年月日」欄など、農業所得の増進の承認に必要な欄を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の増進に関する承認書」（参考様式第4号別添様式5）の作成は不要。

注5：他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。

注6：「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある。又は申請予定がない場合についてもいずれかに○をすること。

注7：「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

(別紙様式1)

2号事業様式
(中山間地域等直接支払交付金)

集落協定のみ作成

第1 集落協定の実施体制

1 集落協定の管理体制(構成員の役割分担)

役職名等	氏名
代表者	丙川 三郎
書記担当	丙川 三郎
会計担当	乙山 次郎
共同機械担当	乙山 次郎
土地改良施設担当	甲田 太郎
法面点検担当	丙川 三郎

注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

氏名	実施要領の運用第6の1の(1)のオの役割	活動の対象地区又は施設	活動内容
〇〇〇〇	ア	集落全体	〇〇の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを行う
〇〇〇〇	イ	〇〇地区	〇〇の実施に当たって〇〇地区の企画・立案・取りまとめを行う
〇〇〇〇	ウ	〇〇地区	〇〇の実施に当たって〇〇地区の企画・立案・取りまとめを行う
〇〇〇〇	イ	〇〇地区	〇〇の実施に当たって〇〇地区の企画・立案・取りまとめを行う

所得超過者がいる場合は、その方の氏名と役割を話し合っ、記入してください。

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数(人)	協定参加者数(人)	協定参加者に占める中核的リーダーの割合(%)
4	22	18.2%

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に〇印を記入

該当	内 容
(1) 農用地	
☐	① 耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
☐	② 農業公社が受託する。
☐	③ 集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
☐	④ その他()
(2) 水路・農道等	
☐	① 協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
☐	② 集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
☐	③ その他(別途の規約) (例: 泥上げ、草刈り等の水路・農道の管理等は多面的機能支払交付金により行う。)

それぞれ1つ選択

水路・農道等の管理を多面的機能支払交付金で行う場合には、その旨をその他の欄に記載して下さい。

第3 協定対象となる農用地
(基本分)

特認基準の単価が表示のものと異なる場合は、「ブ

(単位：m²)

集落協定のみ作成

項目	協定農用地 面積	田				畑				草地				採草放牧地				
		面積	交付基準（傾 斜等）	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準（傾 斜等）	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準（傾 斜等）	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準（傾 斜等）	単価区分	上限 単価	交付 上限額
協定全体	団地1-1	6,000	急傾斜	21,000	126,000	1,000	急傾斜	11,500	11,500	300	急傾斜	10,500	3,150	100	急傾斜	採草放牧地急 傾斜	1,000	100
		4,000	緩傾斜	8,000	32,000		緩傾斜				緩傾斜		0		緩傾斜	採草放牧地緩 傾斜		0
			小区画・不整 形				高齢化・耕作 放棄率				高齢化・耕作 放棄率		0		特認基準	採草放牧地特 認基準		0
			高齢化・耕作 放棄率				特認基準				草地比率の高い 草地		0		交付対象外（田 採草放牧地混在 地）	採草放牧地交 付対象外（田 採草放牧地混 在地）		0
			特認基準				交付対象外（田 畑混在地）				特認基準		0		交付対象外（田 採草放牧地混在 地以外）	採草放牧地交 付対象外（田 採草放牧地混 在地以外）		0
			交付対象外															
計	11,100	10,000			158,000	1,000			11,500				3,150	100				100

体制整備単価に関する取り組み（ネットワーク化活動計画の作成）を実施する場合は、10割単価になります。農業生産活動に関する取組のみ実施する場合は、8割単価になります。

●●加算分

(急傾斜)

m²

円

(緩傾斜)

m²

円

(加算措置に取り組む場合)

集落協定のみ作成

棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、「超急傾斜地農地保全加算」、「スマート農業加算」、「集落機能強化加算の経過措置」の交付を受けることはできません。

1 棚田地域振興活動加算 (記入例)

棚田地域振興活動加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田：1/20以上	畑：15度以上	田 1/10以上	畑 20度以上			
100				10,000	1,000	1,000
				14,000	0	

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算 (記入例)

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (㎡)		上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田：1/10以上	畑：20度以上			
200	0	6,000	1,200	1,200

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) の合計額とする。

3 ネットワーク化加算 (記入例)

ネットワーク化加算							
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上 限単価 (円)	面積×上限単 価の計 (円)	加算上限 額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地				
50,000				10,000	500,000	700,000	700,000
50,000				4,000	200,000		
				1,000	0		

・5haまでの場合は
→10,000円/10a

・5～10haまでの
→4,000円/10a

・10ha～40haまで
→1,000円/10aの
欄に面積を記入してく
ださい。

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価の計 (円) 及び100万円のうち、いずれか低い額とする。ただし、統合については、統合前の協定単位で上限を設定する。

ネットワーク化又は統合状況 (記入例)

ネットワーク化する集落協定名	統合する集落協定名	対象農用地面積 (㎡)
〇〇集落		20,000
〇〇集落		100,000
合計 (2集落)		120,000

4 スマート農業加算 (記入例)

スマート農業加算						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上 限単価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地			
40,000	0	0	0	5,000	200,000	200,000

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

5 集落機能強化加算の経過措置 (福井市は対象集落ありません)

集落機能強化加算の経過措置						
面積 (㎡)				上限単価 (円/10a)	面積×上 限単価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地			
#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	#VALUE!	3,000	#VALUE!	#VALUE!

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落協定のみ作成

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

	目指すべき将来像
	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載） 例) 農業生産活動の継続に向けた集落機能強化

本制度に取り組むことにより、概ね10～15年後を見越し、集落として目指すべき将来像を記載して下さい。
◎確実に実施する見込みのある内容のみ記載してください。

注) ④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策	活動計画（目標）
機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
高付加価値型農業	
農業生産条件の強化	
担い手への農地集積	
担い手への農作業の委託	
新規就農者等による農業生産	
地場産農産物等の加工・販売	
消費・出資の呼び込み	体験農園を実施し、都市住民との交流を深める。
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
その他（自由記載） 例) 地域運営組織と連携した集落機能強化	（自由記載）

1の将来像を実現するために具体的にに取り組む活動の内容及びその達成目標を記載して下さい。

注) 体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

維持・管理等の活動対象施設（水路等）が多面的機能支払交付金の活動計画に定める施設と同じであれば、チェック欄に「レ」を付し、2項目以上選択して下さい。

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

✓	多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一
該当	具体的に取る組む行為
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産的利用を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
○	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
○	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

集落協定のみ作成

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具体的に取る組む行為					
①水路	ア) 水路清掃	○	イ) 草刈り	○	ウ) その他 ()
②農道	ア) 簡易補修	○	イ) 草刈り	○	ウ) その他 ()
③その他	○○を実施する				

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

集落協定のみ作成

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
○	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、 を行う。
	⑩その他（

多面的機能支払交付金を活用する場合は、多面で実施する活動と異なる項目に「○」を記入してください。

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注）上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・ 作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・ 共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

1 土地改良事業（別紙様式4参照） (1) 事業実施の目的 (2) 事業の実施主体 (3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模 2 災害復旧事業 (1) 事業実施の目的 (2) 事業の実施主体 (3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模 3 地目の変更 (1) 耕作者（所有者）名 (2) 変更前後の地目及び面積（例：田○○㎡→畑○○㎡） 4 集落相互間等の連携 (1) 近隣の担い手のいる集落等との連携 （当該集落名、連携の活動内容、スケジュール） (2) 農業公社、NPO法人、農作業受委託組織、民間法人等の集落協定への参加・連携 （当該法人名、連携の活動内容、参加内容、スケジュール） (3) 近隣の小規模な集落協定との統合・連携	該当があれば記入して下さい。
---	-----------------------

第7 交付金の使用方法等

1 交付金は、集落を代表して **福井 太郎** が市町村より受け取る。

2 次の通り支出する。

↓交付金使途の内容の（項目）に項目例を記載しておりますが、修正いただき

集落協定のみ作成

	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同取組活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費	役員報酬、研修会開催費	300,000円
			30,000円
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費	農産物等の販売促進関係費、都市住民との交流促進関係費、法人設立関係費、土地利用調整関係費	20,000円
			100,000円
			100,000円
			20,000円
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	道・水路管理費、(うち道・水路整備費)、農地管理費、(うち農地整備費)	1,000,000円
			700,000円
			800,000円
			500,000円
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	鳥獣害防止対策費、共同利用機械購入等費、共同利用施設整備等費、多面的機能増進活動費	500,000円
			500,000円
			600,000円
			30,000円
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	3のとおり	100,000円

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(7) 積立計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
積立予定額	100,000円	100,000円	100,000円	
積立累計額	100,000円	200,000円	300,000円	

積立については、積立予定額を協定期間内にどのような使途に充当するかを明らかにし、計画どおりに使用して下さい。

(イ) 取り崩し予定等

○ 取り崩し予定年度：

○ 取り崩し予定年度における積立累計額：

○ 使途：**畦塗り機購入** に要する経費（具体的に記入）

令和	●	年度	(協定期間内)
		300,000	円

積立する場合は、必ず使途を定め、その内容を適切に記載して下さい。

② 次年度への繰越

○ 繰越予定年度：

○ 繰越予定額：

○ 使途：

災害の発生が想定される箇所・施設に対する災害発生時の復旧等

に要する経費（具体的に記入）

令和	●	年度	(当該年度の翌年度)
		300,000	円

繰越については、繰越予定額を次年度にどのような使途に充当するかを明らかにして下さい。災害に備えた復旧に要する経費として繰越し、次年度に災害が発生しなかった場合は、共同取組活動に充当し、次々年度までは繰り越さないようにして下さい。

4 次のとおり支出する。

個人配分分	金 額	
	(配分割合：	___ %
		200,000円

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）

ネットワーク化活動計画を作成する。

集落協定のみ作成

該当	取り組むべき事項
○	別紙様式2に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。

【加算措置の場合に使用】

体制整備単価（ネットワーク化活動計画の作成）を活用する場合は「○」を記入してください。

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現状	達成目標
○	① 棚田地域振興活動加算	令和7年度 ～ 令和11年度	認定棚田地域振興活動計画が策定された地域内の急傾斜農地：○○団地 対象農用地面積：●●●㎡ （内訳） 田（急傾斜）●●●㎡、畑（急傾斜）●●●㎡ 田（超急傾斜）●●●㎡、畑（超急傾斜）●●●㎡ 対象となる農用地は、急傾斜の田畑に限りす。	【ア 棚田等の保全】 例1）【集落機能強化】○○棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、○人から○人に増加させる。 例2）【生産性向上】○○棚田で自動草刈り機（防除用ドローン）を○台導入し、共同で行う草刈り（防除）の面積を○%増加させる。 【イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮】 例）【生産性向上】食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量/額を○t/円から○t/円に増加させる。 【ウ 棚田を核とした棚田地域の振興】 例1）【集落機能強化】○○棚田地域における棚田オーナー等の関係人口を○人から○人に増加させる。 例2）【棚田の価値を活かした活動】棚田の周辺に直売所（農家レストラン）を整備し、年間○円の売り上げを達成する。 例3）【生産性向上】棚田米を原料とした○○（加工品）の販売量を○tから○tに増加させる。
○	② 超急傾斜農地保全管理加算	令和7年度 ～ 令和11年度	超急傾斜農地 ○○団地 対象農用地面積：●●●㎡（田●●●㎡、畑●●●㎡） 対象となる農用地は、勾配が田で1/10以上、畑で20度以上の農用地に限りす。 （1）超急傾斜農地の保全、（2）超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等の、各々について1つ以上、計2つ以上の目標を定めてください。 ※必ずしも定量的な目標でなくても可	【超急傾斜農地の保全】 例1）当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。 例2）農作業の安全性を確保するため、石積み法面に除草等の作業足場の設置と、園場進入路の緩傾斜への改良を実施する。 例3）当該農地の土壌流入・流出を防ぐため、グリーンベルトや園場内小水路の設置を行う。 【農産物の販売促進等】 例）当該農地を含む協定農用地で生産される農産物（○○○）をJAのイベントとJAのホームページを活用してPRする。 例2）当該農地を含む協定農用地で生産される農産物（○○○）をPRするため、共通パッケージを作成し、農産物販売時に活用する。
○	③ ネットワーク化加算	令和7年度 ～ 令和11年度	例1）ネットワーク化又は統合した集落協定 ①名称：○○集落協定 対象農用地面積：●●●㎡（田●●●㎡、畑●●●㎡） ②名称：○○集落協定 対象農用地面積：●●●㎡（田●●●㎡、畑●●●㎡） 例2）活動に参画する2組織以上の農業者団体以外の組織 ①新たに参画 名称 ○○ ○○ ②以前から参画 名称 ○○ ○○	【ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組】 例1）機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の●%で機械利用の共同化を行う。 例2）生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。 例3）農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。 （人材の確保後記入） 氏名等 ○○ ○○ ○農業生産活動等の継続のための取り組みについては定量的な目標を設定してください。 ○定量的なものを1つ以上設定してください。
○	④ スマート農業加算	令和7年度 ～ 令和11年度	例）協定農用地の担い手の集積面積●●ha（令和6年度末）	【スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組】 例1）ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農業散布に要する時間を○割減少させる。（農業散布を行う面積を△haから□haに増加させる） 例2）リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる。（リモコン式自走式草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる）
○	⑤ 集落機能強化加算の経過措置	令和7年度 ～ 令和11年度	例）高齢化や非農業者との混住化が進むことで、共同取組活動の参加者が減少し、集落機能が低下している。 ○定量的なものを1つ以上設定してください。	【新たな人材の確保に関する取組】 例1）○○○の収穫ボランティアを現状△名から●名増員する。 例2）集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を現在の年間△日から●日に増加させる。 例3）就農を目的とした移住体験の環境を●戸整備する。 【集落機能を強化する取組】 例1）NPO法人との連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO法人の共同取組活動への参加体制を構築する。 例2）既存の集落運営組織と集落内外の別組織との新たな連携体制を確立し、関係組織数を現状の△組織から●組織増加させる。

注1）現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2）達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

・加算の目標設定について、次のことに留意ください。

① 目標は受ける加算額に見合うものでなければならぬことに留意してください。

（200万円の加算額を受けるに当たって、30万円のドローンを一機購入する、といった目標設定はできない）

② 達成年度を見据えた目標としてください。（情勢の変化等ですぐに変わってしまうような目標設定は避けてください）

③ ○○を購入する、（目的はないが）とにかく資料や打合せの数を増やす、といったような、それだけでは成果にどう結びつかかわからないような目標設定は避けてください。

・1つの加算措置について、別々の目標を立てて複数回受けることも可能です。（例、1～2年目と4～5年目）

・目標を目標年度前に達成しても、目標の修正は求めません。目標年度まで取組を継続してください。

※個別協定のみ作成

個 別 協 定
経営規模及び農業所得調書

第 1 経営規模

(単位：a)

地 目	自己所有地	借入面積	計
田	●●a	●●a	●●a
畑	●●a	●●a	●●a
草 地			
計			
採草放牧地			

注) 借入面積には受託面積(基幹3作業)を含む。

第 2 農業従事者一人当たりの農業所得

(単位：円)

農業所得①	農業従事者②	①／②
10000000	20	500,000

注 1 農業従事者一人当たりの農業所得は以下のとおり算定する。

(確定申告に基づく農業所得＋専従者給与額－負債の償還額)／農業従事者数

当該農業者が生産組織、農地所有適格法人等の構成員であり、当該生産組織、農地所有適格法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(1) 負債の償還額は実施要領の運用第 6 の 1 の(1)のイの(7)による。

(2) 農業従事者数は実施要領の運用第 6 の 1 の(1)のイの(イ)により換算する。

注 2 農業所得調書には、農業所得額を証明する書類を添付する。

【農業生産活動等として取り組むべき事項を実施する場合に使用】

第3 農業生産活動等として取り組むべき事項

維持・管理等の活動対象施設（水路等）が多面的機能支払交付金の活動計画に定める施設と同じであれば、チェック欄に「レ」を付し、2項目以上選択して下さい。

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

※個別協定のみ作成

✓	多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。	
該当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為	
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。	
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧又は畜産的利用を行う。	
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保安全管理を行う。	
○	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、定期的な点検を行う。	
○	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。	
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。	
	⑦定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。	
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。	
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）	

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具 体 的 に 取 り 組 む 行 為					
①水 路	ア) 水路清掃	○	イ) 草刈り	○	ウ) その他 ()
②農 道	ア) 簡易補修	○	イ) 草刈り	○	ウ) その他 ()
③その他	○○を実施する				

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

※個別協定のみ作成

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
○	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の作付け等を行う。
	⑩その他（ ）

多面的機能支払交付金を活用する場合は、多面で実施する活動と異なる項目に「○」を記入してください。

注）法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注）上記1～3で定めた活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第4 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち取り組む項目に○印を記入するとともに、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現 状	達 成 目 標
	超急傾斜農地保全管理 加算	令和 年度 ～ 令和 年度		

注1）現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2）達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画

注1)「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限(当該年度の6月30日、令和7年度においては8月31日)までに協定農用地の存する市町村長に提出する。

注2)「ネットワーク化活動計画」は、体制整備単価の適用を受けようとする場合に作成するものとし、ネットワーク化活動計画の作成後は、遅滞なく協定農用地の存する市町村令和11年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

集落協定のみ作成

[illegible]

こちらのセルには関数が入っているので変更しないでください。

ネットワーク化活動計画+目+傾斜

○田急傾斜

○田急傾斜

○田急傾斜

○田急傾斜

○田急傾斜

○田急傾斜

○田急傾斜

○田急傾斜

○田急傾斜

○田急傾斜

○田緩傾斜

○田緩傾斜

☐田綏傾斜

○田緩傾斜

☐田緩傾斜

☐田緩傾斜

○田緩傾斜

○田緩傾斜

○田緩傾斜

1. 体制整備の基本方針

1-1. 集落協定名

福井集落協定

1-2. ネットワーク化活動計画作成時点

当初	令和8年6月	ネットワーク化活動計画を作成する場合は、当初作成日時を記入してください。
第1回変更		
第2回変更		
第3回変更		

注1) 本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。

注2) 2-2のネットワークに参加する集落協定、3-2の統合に参加する集落協定、3-6の役員の継承計画、4-1の協定活動に参画する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

1-3. 体制整備のために行おうとする取組

該当 ^{注1)}	取組	要記載項目
○	①ネットワーク化 ^{注2)}	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定 2-1~2-7
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定
○	②統合 ^{注3)}	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定 3-1~3-5
		新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定 3-2、3-6、3-7
○	③多様な組織等の参画 ^{注4)}	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定 4-1~4-3

注1) 該当する取組を全て選択すること。

注2) 「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注3) 「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注4) 「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画すること。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

2. ネットワーク化の計画

注1) ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画におけるネットワーク化の計画と整合がとれたものとする。

注2) 2-1～2-7の全てを記載すること。

体制整備単価(10割交付)は実施する集落のみ記入してください。

2-1. ネットワークの名称(予定)

農林地域集落協定ネットワーク協議会

2-2. ネットワークに参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画		現在の連携状況	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内	連携済	今後連携
福井協定	10.0 ha				
B協定	15.0 ha	○		○	
C協定	10.0 ha	○			○
合計	35.0 ha				

注) 合計協定面積は10ha以上であること。

ネットワーク化する集落の協定名、協定面積、地域計画の範囲、連携の状況を記入してください。

2-3. ネットワーク化で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
○	②事務担当者の人材不足	○	⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の附則		⑦その他(※内容は↓欄に記載ください)
○	④農業の担い手の人材不足		

(該当する課題について詳細を記載)
 ②現在の事務担当者は70歳代で高齢であるが、後継者が見つからず10年間、事務担当を担っている。あと数年のうちに後継者を確保する必要がある。
 ④高齢で小規模な自給的農家や兼業農家が協定内の農地の多くを担っている。あと5年のうちに引退を希望する農業者が複数いるが、農地の引き受け手の見込みが立っていない。
 ⑥農地の担い手を育成するため、ソバや施設園芸の導入に取り組みたい。また、販路拡大のため、加工品の販売にも取り組みたいが、協定内に加工や販売の知見を持っている人材がいない。

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落マスタープランに盛り込まれた内容を踏まえて検討すること。

ネットワーク化する集落と解決しようとする課題として該当するものに「○」を記入し、詳細を記入してください

2-4. ネットワーク化により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の一元化(共同事務局の設置や外部委託)	○	⑥農業の担い手育成
		○	⑦地場農産物の加工・販売
	②農地保全(草刈り、荒廃防止活動等)	○	⑧鳥獣害対策
	③水路・農道等の維持管理		⑨多面的機能を増進する活動
	④機械・施設の共同利用		⑩その他(※内容は↓欄に記載ください)
○	⑤農作業の共同化		

2-3の課題に応じた実施内容について、該当する者に「○」を記入してください。

2-5. 連携方法

該当	連携方法	該当	連携方法
○	①協議会型 ^{注1)}		③共同委託型 ^{注3)}
○	②活動連携型 ^{注2)}		④その他 ()

注1) 協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等を行う場合

注2) 作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを覚書等で定めることにより連携した活動を行う場合。

注3) 各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動

連携方法で該当するものに「○」を記入してください。

2-6. ネットワーク化の工程

集落間でスケジュールを話し合いながら、工程表の作成をしてください。

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
ネットワーク化に向けた話し合い（協定内）		○	○				
ネットワーク化に向けた話し合い（協定間）		○	○				
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 ^{注)}	⑧		①		⑥		
			⑤		⑦		
協議会等の設置（協議会型の場合）			○				
ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）			○	○	○	○	
(2-2～2-5を踏まえたネットワーク化の進め方を記載) ・令和5年度から地域一帯で鳥獣防護柵を設置する作業をB集落と共同で実施（活動連携型）している。 ・同じ地域計画区域内にあり、協定廃止を検討していたC集落協定もネットワークに加え、令和8年度より協議会型へ移行し、事務局の一元化を行う。共同事務局の事務員は、元地域おこし協力隊の移住者を非常勤で雇用する。また、ネットワーク化加算を申請し、加算措置を利用してネットワークの中で中心的な農業者となる就農者の募集を開始する。B集落協定でソバを栽培している農業生産法人の活動範囲を広げ、A集落協定及びC集落協定の農地においても栽培を開始する。ソバの加工・販売を目指して研修会へ参加するなど、技術習得を目指す。 ・令和9年度には、ネットワーク内の概ね6割の農地をB集落協定で活動していた農業生産法人に集約する。 ・令和10年度にネットワーク内に加工・販売部を結成し、ソバの加工・販売を始める。農業生産法人の新規雇用者を確保し、JAや地域外の農業生産法人の協力のもと、施設園芸の技術研修を行う。農業生産法人の新規雇用者を各集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。 ・令和11年度に補助事業を活用して農業用ハウスを1棟導入し、農業生産法人においてアスパラガスの栽培を始める。収穫等の人手が必要な作業は、協議会で話し合い、各集落協定から分担して人員を確保することとする。 ・令和12年度以降にネットワークの拡大や集落協定の統合を検討する。							

注) 工程の概略における「ネットワーク化により連携して実施する活動の開始」には2-4の「ネットワーク化により連携して実施する活動」の番号を記載。

2-7. ネットワーク化後の統合予定

該当	統合の予定
	①第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）での統合を検討する
○	②第6期対策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
	④未定
	⑤統合は必要ないと考えている
	⑥その他 ()

3. 統合の計画

注1) 統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとする。

注2) 「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、3-1～3-5を記載すること。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、3-2、3-6、3-7を記載すること。

3-1. 統合後の集落協定の名称（予定）

体制整備単価（10割交付）は実施する集落のみ記入してください。

農林地域広域集落協定

3-2. 統合に参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
福井 協定	10.0ha		
E協定	15.0ha	○	
F協定	10.0ha	○	
合計	35.0ha		

統合する集落の協定名、協定面積、地域計画の範囲、連携の状況を記入してください。

注1) 合計協定面積は10ha以上であること。

注2) 統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

3-3. 統合で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
○	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の不足		⑦その他（※内容は↓欄に記載ください）
○	④農業の担い手の人材不足	○	農作業機械の老朽化及びオペレーターの不足
（該当する課題について詳細を記載） ①代表者が固定化されており、後継者の確保の目途が立っていない。 ③構成員には若手が2名いるが、その他の構成員は高齢であり、共同取組活動の作業負担が2名の若手の集中する傾向がある。 ⑦集落協定内の農業者が所有する農作業機械の老朽化が進んでいる。現在は農業者間の貸し借りでなんとかまかなっているが、今後故障する機械が増えれば、農作業機械の確保が困難になる。また、世代交代が行われた小規模農業者から作業委託のニーズが増えているが、農作業を受託できるオペレーターが減ってきている。			

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略（計画）

統合する集落と解決しようとする課題として該当するものに「○」を記入し、詳細を記入してください

3-4. 統合により体制を強化したい活動

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
○	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
○	③農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑨鳥獣害対策
○	④水路・農道等の維持管理	○	⑩多面的機能を増進する活動
○	⑤機械・施設の共同利用		⑪その他（※内容は↓欄に記載ください）
	⑥農作業の共同化	○	農作業機械のオペレーターの確保

3-3の課題に応じた実施内容について、該当する者に「○」を記入してください。

3-5. 統合の工程

集落間でスケジュールを話し合いながら、工程表の作成をしてください。							
(工程の概略)	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話し合い（協定内）		○	○				
②統合に向けた話し合い（協定期間）	○	○	○				
③統合			○				
④ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）				○	○	○	
（3-2～3-4を踏まえた統合の進め方を記載） - 令和5年度から地域計画作成に向けた協議が開始されたことをきっかけに、周辺にあるE集落協定、F集落協定と統合に向けた意見交換を行ってきた。リーダーの人員不足や共同取組活動参加者の不足という共通の課題を抱えている。 - 令和7年度初旬の集落協定総会において、統合の方向性について承認が得られたため、令和7年度中にE集落協定、F集落協定と統合後の活動計画や個人配分、作業日当等のルールについて意見調整を行う。令和8年度初旬の総会において統合の承認を取り、令和8年度内の統合を目指す。 - 令和9年度よりネットワーク化加算を申請する。 - 統合後の協定では、集落協定の代表者を、旧集落協定による3年毎の輪番制とすることを検討する。 - 草刈等の作業が一部の構成員に集中しないように、旧集落協定間で人手を出し合う体制を構築するとともに、土地持ち非農家の参加も呼び掛けるようにする。 - 農作業機械については、協定内で引退する農家から農作業機械を集約し、機械共同利用組合を立ち上げる。ネットワーク化加算を利用して、共同利用する農作業機械の保管庫を整備する。F集落協定内のUターン予定者を機械共同利用組合の管理者兼オペレーターに育成し、統合した集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。 - 統合後は、農村関係人口の拡大に向けた検討を進める。管理が十分行われていなかった梅や柿の収穫体験や、道の駅周辺での景観作物の栽培などの計画を検討する。また、当集落協定で行ってきた野鳥のための冬季水張りやE集落協定及びF集落協定のエリアにも広げる検討を行う。 単年度ごと（R6～R11）のスケジュールを記載してください。							

3-6. 役員の継承計画

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定時期
代表者	丙川 三郎	丙川 三郎	令和 10 年度
書記担当	丙川 三郎	丁本 四郎	令和 12 年度
会計担当	乙山 次郎	戊部 花子	令和 12 年度
共同機械担当	乙山 次郎	己藤 五郎	令和 10 年度
土地改良施設担当	甲田 太郎	丁本 四郎	令和 12 年度
法面点検担当	丙川 三郎	戊部 花子	令和 10 年度

注）「氏名（現体制）」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名（後任予定者）」は、現体制の担当者の次に担当となる人（予定）の氏名を記載。「氏名（現体制）」とは別の人を「氏名（後任予定者）」記載すること（同一人物の記載は不可）。

3-7. 体制の維持・向上に向けた活動事項

上記役員の継承を実施するために、役員同士でどのような連携を行っていくかを話し合い、記入してください。

（役員の継承に向けた取組を記載） - 代表者の後任予定者は丙川三郎とし、令和10年度の継承予定時期まで書記担当として代表者の業務の補助を行いながら、徐々に代表者業務の習得を行う。 - その他の役員については、代表者交代時期の令和10年度と対策期切り替わりの令和12年度に分けて段階的に交代を行うことで、役員業務の引継ぎを計画的に進めていく。 - 令和10年度より共同機械担当となる予定の己藤五郎は、令和9年度までにドローン操作の研修を受講を行うとともに、乙山次郎の指導のもと自走型草刈機の操作方法の習得を行う。
（構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載） - 大型連休期間に共同取組活動による草刈作業を実施し、構成員の親族にも可能な限りの参加を呼び掛ける。また、作業実施後には収穫祭を実施し、構成員間の懇親を図る。 - 総会の際に構成員に対し、農地の相続予定者に中山間地域等直接支払の活動についても引継ぎ予定があることを伝えるよう周知する。 〇〇市と連携し、令和8年度から地域おこし協力隊制度を活用して地域内の農地保全に関わる人材の移住受け入れを目指す。 - 集落外に在住している農地所有者に対して、毎年、活動報告と合わせて共同取組活動の案内を送付することで、共同取組活動への参加を促す。 - 地元米の直販先に対して収穫等の体験活動への参加募集をかけることで関係人口拡大に取り組む。 - 市民農園を開設し非農業者との交流を深めるとともに、多面的機能の増進活動への参加を募集する。 - 一律の作業単価を見直し、傾斜が厳しい場所での作業等の負担が大きい作業については高い作業単価を設定するなど、共同取組活動に参加しやすくなる環境を整備する。また、令和7年度より適用を受けているスマート農業加算を利用して令和9年度にリモコン式自走草刈機を導入し、急傾斜地域での作業の省力化と安全な作業実施が可能となる環境を整備する。

4. 多様な組織等の参画

注) 4-1～4-3の全てを記載すること。

体制整備単価(10割交付)は実施する集落のみ記入してください。

4-1. 協定活動に参画する多様な組織等

注) (1)又は(2)の該当する項目を記載すること。

(1) 農業者団体以外の組織

参画方法	組織名
①集落協定の構成員	G地域づくり協議会
	H子供会
	I土地改良区
	J農地保全会(多面的機能支払活動組織)
②別途協定等を締結	K大学

連携をする団体がある場合は、記入してください。
覚書や締結書を作成して添付してください。

注1)「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2)②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

(2) 非農業者

参画方法	人数
①集落協定の構成員	2人
②別途協定等を締結	5人
合計	7人
③集落協定の全構成員数(集落協定の構成員数(農業者数+①※組織数は含めない)に②を加えた人数)	
	20人

「構成員一覧」に記入してある「非農業者(L)の人数を記入してください。

①+②が③に占める割合

35

%

(小数点以下切り捨て)

注1)「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2)②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

注3)協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

4-2. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当		該当	
○	①事務担当者の人材不足		④知見や技術の不足
○	②共同取組活動参加者の不足	○	⑤その他（※内容は↓欄に記載ください）
	③農業作業の人材不足		棚田の荒廃
(該当する課題について詳細を記載)			
①構成員は高齢者が多く、事務の引き受け手の確保が困難である。			
②③棚田の石積の草取りや補修は集落総出で行って来ているが、高齢者の参加が難しくなり、人手の確保が困難になってきている。			
また、高齢のために棚田での水稲作の継続が困難な農地が増えてきている。			

注）地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

多様な組織等の参画を得ることで解決しようとする課題として該当するものに「○」を記入し、詳細を記入してください

4-3. 多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の適切な実施		⑥鳥獣害対策
○	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	○	⑦多面的機能を増進する活動
	③水路・農道等の維持管理	○	⑤その他（※内容は↓欄に記載ください） 棚田資源を活かした振興活動
○	④農作業		
	⑤地場農産物の加工・販売		
（連携して実施する活動の詳細について、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載） ・多面的機能支払交付金の事務支援も行っていた土地改良区が令和5年度より構成員に加わり、土地改良区が集落協定の事務を担当している。集落協定の対象農用地の一部は多面的機能支払の対象にもなっており、効率的な事務作業ができることから、今後も引き続き土地改良区が事務を担当する予定である。 ・J農地保全会では、令和8年度に草刈隊を結成する予定である。草刈隊が水路・農道の草刈を実施する際に、水路等の周辺にある集落協定の農地の法面の草刈も草刈隊と連携して行うことで、作業の効率化を図る。 ・県の棚田サポーター事業を利用し、毎年、5名程度の登録者に棚田の石積みの草刈や補修の作業を手伝ってもらっている。今後は、サポーター、構成員の非農家、子供会と連携し、棚田の法面に彼岸花を植えるなど、棚田の観光資源活用に取り組む予定である。 ・以前からK大学が当集落へフィールドワークに来ていた縁により、令和7年度にK大学、G地域づくり協議会、当集落協定の3者で棚田振興のための連携協定を締結した。令和7年度より、農作業が困難となっていた棚田において、K大学の教員や学生と連携し、田植えや収穫作業を始める予定である。大学との連絡調整や宿泊場所の手配はG地域づくり協議会が担当し、作業当日の作業方法の説明や必要な物品の準備は当集落協定が担当する。将来的には、G地域づくり協議会を中心に棚田を活かした農泊にも取り組みたいと考えており、K大学の教員や学生にも、構想検討に加わってもらいたいと考えている。 ・これらの取組の活性化を図るため、令和8年度までに指定棚田地域振興活動計画の認定を受け、令和9年度に棚田地域振興活動加算の申請を行う計画である。 ・持続的な取組を実現するため、G地域づくり協議会を中心とした農村RMOの形成も検討していく。			

4-2の課題に応じた実施内容について、該当する者に「○」を記入してください。

協定対象施設の管理方法

集落協定のみ作成

(別紙様式3)

区 分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の 代 表 者
用水路	〇〇用水路 (水路の延長〇m)	〇〇地区水利組合	〇〇地区水利組合規程による	代表者 〇〇〇〇
排水路	〇〇排水路 (水路の延長〇m)	〇〇地区水利組合	〇〇地区水利組合規程による	代表者 〇〇〇〇
道 路	〇〇農道 (水路の延長〇m)	〇〇〇〇他	〇〇集落申し合わせ事項によ る	〇〇〇〇

(別紙様式 4)

令和 7 年度土地改良通年施行実施計画書

集落協定のみ

事業名 (工期)		〇〇事業 (●年度～●年度)		都道府 県名	福井県	関係市町村名		福井市				地 区 名		〇〇地区		
通 年 施 行 実 施 計 画	区 分	年度工事実施予定区域			工事計画期間及び稲作期間											
		実施 面積 (ha)	うち対 象農用 地面積 (ha)	うち土地改良 通年施行面積(ha)	令和〇年										令和●年	
	4月				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	工区	●ha	●ha	●ha	着工 6/1 → 10/15 竣工											
	工区	●ha	●ha	●ha	着工 7/20 → 10/20 竣工											
	工区	●ha	●ha	●ha	着工 8/1 → 10/20 竣工											
					稲作期間 6/1 ← 10/15											
計	●ha	●ha	●ha													

注1) 工区の区分は、区画整理その他面的工事に係る通年施行区域の計画発注工区によるものとする。

注2) 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の対象農用地の面積をいう。

注3) 土地改良通年施行面積は、集落協定等に記載された面積とする（なお、現況の各筆ごとの識別が可能な図面（1/1,000～1/5,000程度）に通年施行区域を赤色で表示したものを添付すること。）。

住 所	氏 名 (農 業 者)	認定農業者
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇	○
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇	○
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇	0
〇〇県〇〇市〇〇	農事組合法人 〇〇営農	0
〇〇県〇〇市〇〇	農事組合法人 ××営農	0
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇組合	0
〇〇県〇〇市〇〇	××組合	0
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇	0
〇〇県〇〇市〇〇	NPO法人 〇〇〇〇	0
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇土地改良区	0
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇	0
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇	0
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇	0
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇	0
〇〇県〇〇市〇〇	〇〇 〇〇	0

認定農業者に該当する場合は「○」を記入してください。

協定参加者全員記入してください。

注1) 「農業所得の確認に関する承諾書」は、実施要領第6の1に基づき、交付金の交付の対象となる者を確認するために市町村が行う必要な調査において、農業者から農業所得に関する情報の提供、市町村が保有する所得に関する関係書類の閲覧及び関係機関への照会の承諾を得ることが目的であり、例えば「生年月日」欄など、承諾の確認に必要な欄を本様式に設けることができる。

注2) 承諾のない場合は、交付金の交付の対象者となることが確認できないため、本交付金の実施ができない場合がある。

注3) 対象者は、個人又は一戸一法人で、協定に位置づけられている農用地の管理を行っている者。

協定農用地の概要

【市町村名： 福井市 】

集落・個別協定ともに必要に応じて記入してください。

交付対象者の 氏名・名称	字	地番	地目	傾斜度	面積	10 a 当たりの 単価	交付額	設定 権利等	農用地の管理		設定権利者等 名(出し手)	始期	終期	契約 年月日	交付金の使用 方法
									農用地の現況	具体的活動内 容					

【個別協定の場合】

注1) 一団の農用地全てを耕作する場合及び別紙様式6の経営規模のAが都府県にあっては3 ha以上、北海道にあっては30ha以上（草地では100ha以上）の経営の規模を有している場合は、自作地も記入する。但し、農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。

注2) 注1 の農業従事者一人当たりの農業所得は、別紙様式6の第2の注書きにより算出する。

注3) 注1 の但し書きに該当する者は引受地のみを記入。

注4) 使用方法には、受託者(個別協定の申請者)の受取額及び受取割合を記入すること。

【集落協定の場合】

注1) 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合にあって、集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定された者において、引受地に対して交付される交付額を個人配分に充てる場合に記入。

注2) 注1 に該当する者の個人配分に充てる引受地のみを記入。

注3) 使用方法には、受託者(注1 に該当する者)の受取額を記入。

協定農用地の概要

注1 農地又は採草放牧地について、所有権移転、賃借権等を設定した場合は、農地法第3条の規定に基づく許可書又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画の写しを添付のこと。

注2 農作業受委託の場合は、別添契約書様式例を参考に契約書を作成し、その写しを添付のこと。

注3 申請者の居住する市町村以外に存する農用地について、利用権の設定等を行っており、当該農用地の存する市町村の長に申請書を提出している場合は、当該申請書の写しを添付すること。

農作業受委託契約書（様式例）

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより農作業受委託契約を締結する。この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通所持する。

令和 年 月 日

集落・個別協定ともに必要に応じて記入してください。

受託者（以下「甲」という。）

（住所）

（氏名）

委託者（以下「乙」という。）

（住所）

（氏名）

1 農作業受委託の内容

甲は、この契約書に定めるところにより乙により、別表に記載する農作業を受託し、善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

乙は、甲が農作業を円滑に行えるよう作付けに十分な配慮をする。

2 受託料の支払方法

乙は、別表に記載された農作業に対して、同表に記載された金額の受託料を同表に記載された方法により甲に支払う。

3 契約の変更

契約事項を変更する場合には、甲、乙合意の上、その変更事項をこの契約書に明記する。

（別 表）

字	地 番	地 目	面 積 (㎡)	作 物	作 業 種 類	期 間	受託料 の 額 (円)	支 払 方 法	通年・ 期間の 別
					作業名	始期 終期			
合 計									

集落協定用

環境負荷低減のチェックシート(集落協定向け)

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の適正な保管 (該当しない ☐)	☐
②	☐	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める (該当しない ☐)	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 (該当しない ☐)	☐
④	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 (該当しない ☐)	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 農機等の燃料の使用状況の記録・保存に努める (該当しない ☐)	☐
⑥	☐	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める (該当しない ☐)	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	共同取組活動を行う場合には、 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	☐	共同取組活動を行う場合には、 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 (該当しない ☐)	☐
⑩	☐	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 (該当しない ☐)	☐
⑪	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 生物多様性に配慮した事業実施に努める (該当しない ☐)	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める (該当しない ☐)	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注1 申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。

注2 「※」の記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

・「チェックの判断基準等」をもとに、チェックシートの「申請時(します)」にチェックを入れてください。毎年度、ヒアリングの際に実施状況を聞き取り確認を行います。

個別協定用

環境負荷低減のチェックシート(個別協定向け)

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性のデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機・ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	☐
⑮	☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑲	☐	※機械等を扱う事業者である場合 機械等の適切な整備と管理に努める (該当しない ☐)	☐
⑳	☐	安全意識に基づく作業安全に努める	☐

注1 申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。

注2 「※」の記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

・「チェックの判断基準等」をもとに、チェックシートの「申請時(します)」にチェックを入れてください。毎年度、ヒアリングの際に実施状況を聞き取り確認を行います。